

北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則

北上市生涯学習センター規則（平成13年北上市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、センターを使用しようとする日の<u>2月前から当日までの間</u>に行わなければならない。ただし、市、教育委員会その他市の行政機関が主催又は共催してセンターを使用する場合はこの限りでない。</p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、センターを使用しようとする日の<u>6月前から当日までの間</u>に行わなければならない。ただし、市、教育委員会その他市の行政機関が主催又は共催してセンターを使用する場合はこの限りでない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市生涯学習センター規則の規定は、施行の日以後に行う使用許可申請について適用し、同日前に行う使用許可申請については、なお従前の例による。